

令和3年(2021年)9月10日

保育利用(2号・3号認定)の保護者各位

札幌市子ども未来局長

緊急事態宣言の延長に伴う家庭保育のお願いについて

日頃より教育・保育行政の推進につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、北海道に対して発令されている「緊急事態宣言」が延長されることとなりましたので、保護者の皆様への家庭保育のお願いについても令和3年9月30日(木)まで延長することといたしました。

この家庭保育の協力依頼は、保育施設での感染拡大に不安を感じている保護者の皆様の判断において、家庭での保育が可能な場合に御協力いただくことを目的としており、保育を必要とされる方に対しては、引き続き通常どおりの保育を行いますので、念のため申し添えます。

記

1 家庭保育のお願いについて

令和3年8月27日(金)から、緊急事態宣言の終期(本通知発出時点で令和3年9月30日(木))まで、保護者が家庭で子どもを監護できる場合など、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いいたします。

なお、家庭保育の協力依頼は、保護者の判断により家庭保育が可能な場合に御協力いただきたい趣旨であり、保育を必要とされる方におかれましては、各施設で保育を行います。

2 保育料について

国の「市区町村からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合」に当たるため、上記1の期間に保育所等に登園しなかった場合について、日割り計算とします。なお、詳細については以下のホームページを御参照ください。

URL:<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/sinngatakorona/9631.html>

(さっぽろ子育て情報サイト ホーム>目的別で探す>子どもを預ける>保育園等>新型コロナウイルス)

【担当】

(保育料以外) 子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 電話:011(211)2986

(保育料) 子ども未来局子育て支援部保育推進課保育料係 電話:011(211)2987